

都市計画部会における今後の検討方向について

平成18年8月2日開催 社会資本整備審議会 都市計画・歴史的風土分科会
第9回 都市計画部会 資料(抜粋)

1. 都市計画部会における検討内容

平成17年6月30日に国土交通大臣より社会資本整備審議会に対し「新しい時代の都市計画はいかにあるべきか。」について諮問させていただいたところであり、具体的な検討課題として、下記の～の課題についてご検討いただくこととしており、このうち、の「中心市街地の再生を図るための都市計画制度の見直し」については、「中心市街地再生小委員会」を設置し、平成17年7月29日より5回のご審議を行い、平成18年1月31日に第1次答申を行った。

残る4つの課題のうち、検討が急がれるの「持続可能な都市を構築するための都市・生活インフラの整備の推進方策」について、「都市交通・市街地整備小委員会」を設置したところですが、公園、下水道においても小委員会を設置しご検討をお願いしたいと考えている。

人口減少等に対応した新たな都市計画制度の基本的枠組み
中心市街地の再生を図るための、広域的な都市機能の規制誘導施策及び中心市街地への都市機能の集積誘導施策
持続可能な都市を構築するための都市・生活インフラの整備の推進方策
安全で安心して暮らせるまちづくりの推進方策
歴史的な風土を活用したまちづくり、地域づくりのあり方

2 . 小委員会による検討

(1) 公園緑地小委員会による検討

都市の緑とオープンスペースは、生活に潤いや安らぎをもたらすとともに、災害時においては避難地や防災拠点として、またヒートアイランド現象の緩和など、安全で安心して快適に暮らせる質の高い都市環境の実現、維持に欠くことのできない都市・生活インフラである。

過去6次にわたる五箇年計画を経て、平成15年度から公共事業の横断的な重点目標を設定した社会資本整備重点計画においては、民有緑地等も含めた緑の量的・質的な向上に努めてきており、平成16年の法改正においては、緑地保全地域、緑化地域、立体公園等の制度の創設を行い、これらの積極的な運用による総合的な施策の展開が期待されるところである。

今後、人口減少・少子高齢化時代を迎える中、なお一層、市民参画型社会の形成を促進し、NPOや民間企業、土地所有者等、さまざまな主体による緑の保全・創出・活用、防災公園や地域の歴史的・文化的資産を保全・活用した公園緑地の重点的整備、福祉施設等の他機能と一体となった良好な都市環境の創出など、新たなニーズに的確に対応しつつ、効率的、効果的な緑の保全、創出、活用を推進するため、これらに係る諸課題についてさらに幅広い検討を行うことが必要となっている。

こうしたことから、都市の緑とオープンスペースに関し、

新たな社会資本整備重点計画に対応し、重点的に整備・保全・管理を図る緑とオープンスペースの分野とその目標

持続可能な都市を構築するための、多様な主体の参加・連携による、多様な緑とオープンスペースのあり方と整備・保全・管理の推進方策

個性と魅力にあふれた活力ある美しい都市・地域・国土づくりを進めるための、歴史的・文化的資源等を活用した緑とオープンスペースのあり方と整備・保全・管理の推進方策

ストックのもたらす効果を相乗的に高めるための緑とオープンスペースのあり方と整備・保全・管理の推進方策

について、早急に専門的な検討を行う必要がある。

以上を踏まえ、都市計画部会に「公園緑地小委員会」を設置し、検討を行う必要がある。

当面のスケジュール(案)

平成18年8月2日：都市計画部会開催

〃 9月以降：小委員会による審議(6回程度)

平成19年3月 :とりまとめ